

住民税

本試験問題

〔第一問〕問2

問2

令和7年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、所得税における取扱いとの相違点に留意し、次の事項に言及しつつ述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨及び概要
- ② 納税義務者及び課税団体
- ③ 税率、税額計算及び徴収方法
- ④ 退職所得申告書及び特別徴収票

〔第二問〕【資料】(1)

⑤ 医療機関に支払った金額

・甲の入間ドックの受診費用 75,000円
(Y市より入間ドック助成金として30,000円が支給されている。
また、検査の結果に異常はなく、疾病的治療等は生じていない。)
・甲の妻の疾病的診察・治療にかかった医療費 180,000円
・甲、甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった費用 6,000円
(注) 生命保険契約に基づく保険金の支払により、甲の妻の医療費の1/4が補てんされている。

〔第二問〕【資料】(2)

⑤ 令和6年中に支出した寄附金の金額

・C県D市に対して寄附した金額 12,000円
・E県F市に対して寄附した金額 23,000円
(注) 甲の妻は確定申告書を提出しておらず、C県D市及びE県F市に対して寄附した金額については地方税法附則第7条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、C県D市及びE県F市は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

〔第二問〕【資料】(5)

⑤ 甲の父（昭和17年2月12日生）の所得等の状況

① 老齢厚生年金の収入金額 3,360,000円
② サマーニャンボ宝くじ当選金に係る収入金額 3,000,000円

〔第二問〕【資料】(5)④

④ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

| 区分 | 決算 | 決算月 | 収入年月日 | 株主総会決議年月日 | 収入金額 |
|----------|-----|-----|-----------|-----------|---------|
| a 株式（上場） | 年1回 | 12月 | 令和6年2月18日 | 令和6年1月26日 | 123,000 |
| b 株式（上場） | 年1回 | 12月 | 令和6年2月24日 | 令和6年1月29日 | 315,000 |

(注) a 株式、b 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕問1

問1

令和7年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、以下の点について述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
- ② 課税団体
- ③ 特例対象となる退職所得
- ④ 税率、税額計算及び徴収方法

●実力完成答練 第1回〔第二問〕【資料】(1)

⑨ 支払医療費

イ 甲に係る分 85,360円
上記金額には、インフルエンザの予防接種代4,000円が含まれている。
ロ 妻に係る分 88,600円
これは、いわゆる特定一般用医薬品等購入費に該当するものである。

●補助問題 第2回【資料Ⅱ】(2)⑤

⑤ Z県に対して寄附した金額

60,000円
(注) Z県に対する寄附金は特例控除対象寄附金に該当するものであり、Z県に寄附金を支出する際、寄附金税額控除に係る申告特例申告書を適切に送付し、Z県からY市へ寄附金税額控除に係る申告特例通知書が適切に送付されている。

●補助問題 第3回【資料】(7)

⑦ 支払寄附金額

30,000円
・U県に対して寄附した金額 10,000円
・Z市に所在する日本赤十字社に対して寄附した金額 10,000円
寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、U県の領収書及びZ市に所在する日本赤十字社の支部の領収書が添付されている。
なお、U県に対する寄附金は、特例控除対象寄附金に該当するものである。

●補助問題 第4回【資料】(1)⑩

⑩ 令和6年中に支出した寄附金の額

・X県に所在する日本赤十字社の支部に対して寄附した金額 15,000円
・H県に対して寄附した金額 18,000円
・I市に対して寄附した金額 13,000円
(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、X県に所在する日本赤十字社の支部の領収書と、H県及びI市との受領証が添付されている。
なお、H県及びI市に対する寄附金は特例控除対象寄附金に該当するものである。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕【資料】(1)⑤

⑤ 一時所得に係る収入金額等の明細

600,000円
・宝くじによる当選金

●全国公開模試〔第二問〕【資料】(1)③

③ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

| 区分 | 決算 | 決算月 | 株主総会決議年月日 | 収入金額 |
|-----------|-----|-----|-----------|---------|
| a 株式（非上場） | 年1回 | 6月 | 令6.9.18 | 186,800 |
| b 株式（上場） | 年1回 | 3月 | 令6.6.18 | 235,000 |
| c 株式（上場） | 年1回 | 9月 | 令6.12.10 | 198,000 |

(注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注2) b、c 株式はY源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕【資料】(1)②

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

| 区分 | 決算 | 決算月 | 収入年月日 | 株主総会決議年月日 | 収入金額 |
|----------|-----|-----|-----------|------------|---------|
| a 株式（上場） | 年1回 | 2月 | 令和6年5月15日 | 令和6年5月11日 | 58,000 |
| b 株式（上場） | 年1回 | 8月 | 令和6年11月9日 | 令和6年10月20日 | 200,000 |

(注) 全ての配当については源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注) a、b 株式はY源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。